

んと結んでいなかった」と自ら述べている点を無視すべきではない。

こうした点を勘案すると、竹島の活用は鬱陵島を離れては十分に展開しえなかったという特性は、二〇世紀になっても継続的かつ支配的だった。つまり竹島の活用は、現在明らかに韓国領である鬱陵島と現在明らかに日本領である隠岐諸島に挟まれるなかで、その二つの大きな島(島々)を結ぶ動線上で活用されるという歴史的特性があった。その点に留意するならば、竹島を、歴史的に培われてきた動線上のいずれか一方のみ引き裂くことの不適切さに思い至るのである。

【書評】

池内敏「竹島—もうひとつの日韓関係史」

(中公新書、二〇一七年)

朴 炳燮

一、本書の構成と内容

池内は二〇一二年にそれまで発表した論文を中心に『竹島問題とは何か』(前書と略す)を発売したが、本書はそれに新知見を追加して一般向けに読みやすく書いたものである。そのため、注はほとんど省略して前書を参照するように求めている。本書の構成と内容は以下のとおりである。

第一章「于山島は独島なのか」

韓国外交部のパンフレット『韓国の美しい

島「独島」が記す、于山島は独島であるという主張の検証である。池内は朝鮮の官撰書や私撰書の用例を検討した結果、「于山」は竹島「独島」をさす場合もあれば鬱陵島をさす場合もあったという。

第二章「十七世紀に領有権は確立したか」

外務省のパンフレット『竹島—竹島問題十のポイント』に対する批判である。一七世紀に竹島(独島)は「自然に利用されたものにすぎないし、主目的は漁業ではなかった。また、川上健三が主張した「松島(独島)渡海免許」などはなかった。なのに、外務省は「十七世紀半ばには竹島の領有権を確立した」というが、これでは論の飛躍は覆いがたい」という。

第三章「元禄竹島一件」

前半は元禄竹島渡海禁令をめぐる日韓両国政府の見解差の検証である。外務省は、禁令は竹島(鬱陵島)のみで松島(独島)への渡海は禁止されなかったと主張するが、禁令は鳥取藩の竹島・松島は自藩領ではないという回答をふまえて発令された以上、韓国政府のいうように竹島「独島」への渡海禁令をも含意するという。したがって、日本は一七世紀に竹島・松島の領有を放棄したのだという。第三章の後半は安龍福の渡日事件を検証するものであり、『肅宗実録』における安の供述は虚偽が多いという。

第四章「空白の二〇〇年」

前半は天保竹島一件の検証である。かつて外務省はこの事件の判決文に「右 最寄松島へ渡海の名目をもって竹島へ渡り」とあるので松島(独島)への渡航は問題なかったと主張して領有権の有力な根拠にしたが、最近沈黙している。池内は、判決文のような言い逃れは幕府に通用しなかったうえ、天保竹島渡海禁令は元禄期のそれを引継いでおり、松島(独島)への渡海も実質的に禁止されたと論証した。

第四章の後半は、これも外務省が沈黙する、明治一〇年に太政官が竹島・松島を本邦関係なしとした指令の検証である。これに関して塚本孝は、太政官が無関係とした竹島・松島はいずれも鬱陵島をさすと主張するが、これは無理な「論証」であり、松島が独島をさすのは史料から歴然としているという。

第五章「古地図に見る竹島」

江戸時代の竹島・松島の地図を分析し、竹島「独島」の彩色・無彩色の意味、境界領域の帰属、日本地誌における竹島・松島の扱い、海図や水路誌にて領土意識がどのように反映されたかを説く。新知見にもとづいて前書の分析を発展させている。

第六章「竹島の日本領編入」

近代になって日韓の漁民らによって再認識された竹島「独島」の両国における取り扱いを論じる。一九〇五年、明治政府は無主地先占

論を適用して竹島「独島」を島根県の管轄下においた。韓国はこの五年前に同島を勅令四一号にて新設した蔚島郡の管轄下として明示した。しかし、その島名は于山島でなく石島であった。さらに一九〇六年の沈興沢報告書にて島名は独島であった。一方、鬱陵島住民の呼称はリヤンコであったという。いまだ、これら呼称の関連性が十分に解明されておらず、とりわけ石島を独島とするのは証明されていないという。

第七章「サンフランシスコ平和条約と政府見解の応酬」

戦後、SCAPIN六七七やサンフランシスコ平和条約によって竹島「独島」がどのように扱われたかを論じる。次に、日韓両政府間で往復四回にわたって交わされた竹島「独島」の領有権論争の詳細などを記す。

終章「固有の領土とは何か」

竹島「独島」はサンフランシスコ平和条約に明文規定はないものの、条約策定の過程で同島を日本領と判断するラスク書簡が韓国政府へ提示されており、実質的に同島は日本領になったという。ただし、日本が竹島「独島」を無主地先占によって獲得した一九〇五年ころは韓国も同島に領有意識を有しており、同島を島根県管轄下とした告示を国際法的に合法といいきるのは余りにも配慮不足であるという。

二、本書の特徴と課題

竹島「独島」問題は領土ナショナリズムに左右されやすいために実証的に論じた書が少ないが、本書は思い込みや感情論を極力排し、史料にもとづいて客観的に問題を論じようと努めている。そうした試みは筆者の専門分野である日本近世史や近代史においては成功しており、一七世紀に日本は竹島「独島」の領有を放棄し、天保期および明治初期にそれを再確認したという論証には無比の説得力がある。一方、朝鮮史料の分析は、前書に対して木村幹が指摘したように日本史料のそれに比べると大きな落差があり、問題が多い。中でも礼曹が編纂した『春官志』に関して池内は、于山は鬱陵島であったという下條正男説をほとんど検証せずに取り入れたようであるが、『春官志』の原稿段階ではそのような解釈が可能であっても稿本では修正されており、下條らの解釈は無理であろう。近世における朝鮮の官撰書にて于山島は竹島「独島」をさしたのである。

次に、池内は前書について今回もリスクをおかしてサンフランシスコ平和条約など現代史を扱った。前書に対して木村幹は現代史に関する先行研究の検討が不十分であると指摘したが、その批判は今回の著書に充分生かされなかったようであり、池内のSCAPINや調印用条約草案に対する解釈には疑問点が多い。たとえば、同草案は米国単独で作成されたのではなく、米英共同で作成されたことなどを池内は看過したようである。

これは条約の解釈において重大である。竹島「独島」は条約文に明示されなかったためその成立過程が重要になるからである。米国はラスク書簡にみられるように竹島「独島」を日本領と考えたが、英国は独自の草案にて同島を日本領外と規定していた。このように両国の見解が食い違ったままなので、米英共同草案をベースにした平和条約からは竹島「独島」に関していかなる解釈もできない。

以上の論点は、すでに朴炳燮が発表した書評にて指摘されているが(注)、それに加えて本書の課題のひとつは、ラスク書簡に対するその後のフォローである。ラスク書簡を受けとった韓国政府はもちろんこれに反論して独島の領有権を主張したのであるが、その時期は条約調印後であり、米韓協議は条約調印までに決着しなかった。アメリカが韓国からの反論を聞く前に竹島「独島」を日本領にするよう共同草案の修正を英国へ提案するはずはなく、平和条約にて竹島「独島」の帰属問題は保留状態であったといえよう。

ちなみに、現時点におけるアメリカの結論は、同国が発行する水路誌や国家機関である「地名委員会」が竹島「独島」を韓国の領域のみに含めていることに示されているといえよう。

最後に当日の例会にて注目された質疑応答を紹介する。池内は、「勅令四一号の石島はどの島である可能性がもっとも高いか?」という質問に対し、そのように聞かれると、勅令の石島は竹島「独島」であると答えるを得

ないと回答したことを特記する。

(注) 朴炳涉「書評 池内敏『竹島—もうひとつの日韓関係史』」『獨島研究』二〇号、韓国嶺南大学校、二〇一七、二八二—二八六頁。
http://www.kr-tp.net/ronhnm/park/park-16-06-1keJ.pdf (日本語)

◇二〇一七年六月例会

(六月一七日、東京大学本郷キャンパス)

【報告】

韓国史における「遣唐使」研究の現況と課題

小宮 秀陵

はじめに

韓国の古代史学界において朝鮮半島諸国から唐に派遣された外交使節を「遣唐使」と呼ぶようになったのは比較的近年のことである。韓国史での遣唐使研究は、対唐外交が韓国史の発展に果たした役割を説明することに主眼が置かれていた。具体的な主題としては新羅による三国統一の契機となった金春秋の動向や、先進文物の受容、そして西域との交流などがあげられる。

近年日本でも朝鮮半島諸国から派遣された「遣唐使」の研究が進んでいる。朝鮮半島諸国の対唐外交で遣唐使の用語を積極的に採用する研究者たちは、日本の遣唐使研究を相対化するために朝鮮半島諸国の遣唐使研究に関心が及んでいったと理解している。すなわち

朝鮮半島諸国にまで遣唐使の研究を押し広げようとする背景には、従来日本のみで使われてきた「遣唐使」を諸外国に適用することで、遣唐使を通じて一国的視座から脱却できると考えたからであった。

一方、中国でも「遣唐使」という用語を使った研究は散見されるが、遣唐使は日本の対唐外交使節という文脈で扱われているため、遣唐使研究の派遣主体は日本とみるのが、支配的である。そもそも、遣唐使の用語は奈良時代にできた和製漢語という見解があり、実際に、『続日本紀』に初めて遣唐使という用語を確認できる。したがって、遣唐使という用語はきわめて日本的な文脈の中に位置づけられていることに留意する必要がある。

こうした状況を念頭に置けば、近年韓国の古代史学界で朝鮮半島諸国の対唐外交使節を「遣唐使」と表記する事例が広がりつつある状況は、日本史の政治性を帯びた歴史用語を朝鮮史に適用しているという意味で特異である。もちろん、韓国でも「遣唐使」という用語が市民権を得ているわけではない。日本の歴史用語を援用するよりは新しく客観的な用語を使うべきだとする見解もある。本報告では、こうした学界の動向を踏まえ、韓国の中で遣唐使という用語の出現過程を跡付けその問題点を考察することにした。

二、韓国における「遣唐使」関連用語の利用と変遷

的役割を見出すという点に重きを置いていた。実際、権憲永は「入貢使、朝貢使などの用語は多分に三国と渤海の唐に対する政治的従属関係を前提とした前近代の中国的表現であるので、現代の歴史用語として使用するのには適当ではない。」(前掲書、三頁)としている。これは、朝鮮半島側の主体を見出すという側面、国史としての遣唐使研究が強調されていることを意味しているといえよう。

また、そのほかにも日本の遣唐使を意識しているあまり、その意味や範囲において、日本の遣唐使像をそのまま援用してしまったという問題もある。日本の遣唐使像は、すでに近代の岩倉使節団をモチーフにして作られたという指摘があるように、近代の外交使節のイメージが投影されている。そのため、国家間交渉にのみ焦点を当て、主体と客体の多様性という問題意識は捨象されがちであった。今後、遣唐使という用語は韓国社会のなかで浸透していくものとみられるが、その際には、そこに込められた国史の問題に留意しなければなるまい。

一九四五年以前から朝鮮半島諸国の対唐外交使節を「遣唐使」と称した研究が散見される。一九四五年以後はおもに日本に留学した朝鮮古代史・東洋史研究者によって遣唐使という用語、およびそれに関連した用語が使用されていったとみられる。具体的に朝鮮古代史では李丙燾、李基白の両氏が使用していた。李丙燾は金春秋の事績を扱うなかで、李基白は中代の新羅の対唐外交を叙述するなかで使用しており、両者ともに新羅史のなかでその用語が利用されていた。また、東洋史研究者である金庠基は、一九三四年の研究で張宝高の対唐交渉使節に「遣唐売物使」という名称を付した。なお、この用語は一九六二年李弘植が著した『国史大事典』(知文閣)で「遣唐買物使」として採用されることになった。用語が改変された背景は明確ではないが、その後も国史編纂委員会の編集した『韓国史』(探求堂、一九七八年)などで改変された用語のまま使用されていた。

一九六〇年代後半から一九八〇年代にかけて、申澄植によって、新羅史のなかで遣唐使に関連する用語が使用されるようになる。彼は、新羅史の発展において唐先進文物の受容の果たした役割を重要視して「遣唐使」という名称を積極的に使用した。特に新羅が唐に派遣した留学生に対して「遣唐留学生」という用語で説明しようとした。

研究者の間で使われていた「遣唐使」「遣唐買物使」「遣唐留学生」という用語が広く一般社会に浸透していったのは、一九九〇年

【書評】

尹海東(沈熙燦・原佑介訳)

『植民地がつくった近代—植民地朝鮮と帝国日本のもつれを考える』(三元社、二〇一七年)

三ツ井 崇

三、課題と展望

一九九七年権憲永の研究書『古代韓中外交史研究—遣唐使研究—』(潮閣)によって、遣唐使の研究は、新羅だけでなく、高句麗・百濟・渤海へも拡大されて使用されるようになった。彼の研究では、朝貢使を遣唐使と読み替え、遣唐使の派遣回数や使節の航路、構成員などを明らかにした。この結果、遣唐使は新羅史から韓国古代史全体へと広がっていった。さらに、彼は遣唐使を黄海地中海論の中で語ることによって、東アジア史の中で遣唐使を位置づけようとも試みている。

韓国の歴史学界で「遣唐使」という用語が使用された背景には、朝貢に内包されてしまいがちな対外関係史の問題に対してその主体

◇編集後記

▼会報第二〇九号をお届けいたします。

大会当日は多くの会員のみなさまのご参加・活発な議論の展開を期待しております。

▼今年の夏も各地で自然災害が起こりました。被害に遭われた方々に心より見舞い申し上げます。

(会報担当 加藤「裕」・鈴木・通堂・吉川)